

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（209）」
2. 日時：平成29年7月11日 10時00分～12時06分
3. 場所：原子力規制庁 13階入札会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、正岡安全審査官、村上安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他10名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、7月7日のヒアリングの提出資料及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 原子炉の高温停止及び低温停止に必要な機器を整理して提示すること。
 - 火災区域及び火災区画の設定の考え方を整理して提示すること。
 - 3時間耐火壁に関して、火災区域のみだけでなく火災区画の状況について整理して提示すること。
 - 例外的な火災区画（先行プラントと差異があるもの）の考え方について、一覧表にとりまとめるなど整理して提示すること。
 - 火災発生防止のうち、「換気」、「防爆」、「水素燃焼対策」等について、具体例を示すなど詳細を整理して提示すること。
 - 核計装用ケーブルの敷設状態について、原則としてケーブルは電線管内に敷設するが、東海第二発電所の特徴として、1本当たり約8mのケーブルを露出して敷設することについて、整理して提示すること。
 - 原子炉格納容器内の火災発生について、通報連絡のタイミング及び自営消防隊参集の扱いを整理して提示すること。

- プラント起動時に原子炉格納容器内で火災が発生する可能性のある時間（４８時間）について整理して提示すること。
- 原子炉格納容器内における作業時に消火器を追加で作業箇所近傍に設置することについて整理して提示すること。
- 電気系統保護継電器及び遮断器の設置箇所の図について、メタクラ及びパワーセンターを明確に示した資料を提出すること。
- 建屋内装材のタイルカーペットについて、内装材使用状況の表では不燃材料としているが、「内装材の認定、使用規定の確認」では防炎物品の性能試験を実施した難燃材料としていることについて、当該品の材料を再確認して提示すること。
- 落雷対策について、旧 J I S に基づく避雷針の対策以外にも実施する対策について、整理して提示すること。
- バッテリー室の空調機が２系統あることを記載した資料を提出すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 内部火災について